

認定個人情報保護団体の業務に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、日本貸金業協会（以下「本協会」という。）が個人情報の保護に関する法律第47条第1項の認定を受け、認定個人情報保護団体として同項各号に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項を定め、もって協会員における同法に基づく個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

(業務)

第2条 本協会の定款第5条第1項第13号及び第6条第13号の規定に基づき、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 個人情報保護指針の作成及び公表
 - (2) 個人情報保護指針を遵守させるための協会員に対する必要な指導、勧告その他の措置に関する業務
 - (3) 協会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
 - (4) 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての協会員に対する情報の提供
 - (5) 個人情報の適正な取扱い確保のための協会員に対する研修
 - (6) 協会員の名義の公表
 - (7) 前各号に規定するもののほか、協会員の個人情報の適正な取扱いの確保に関する業務
 - (8) 関係機関との連絡調整
- 2 本協会は、前項に規定する業務を行うため、協会員に対して、必要な協力を求めることが出来る。

附 則

この規則は、本協会が個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づき、個人情報保護団体の認定を受けた日（平成22年3月31日）から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から改正施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条第1項を改正。